

リーフレット④

構造上、身体障がい者の方が利用するための自動車の減免

構造上、もっぱら身体障がい者の方が利用するために特別の仕様により製造又は構造変更された自動車で、一定の要件に当てはまるものは、申請により自動車税環境性能割及び自動車税種別割又は軽自動車税環境性能割の減免を受けることができます。

※ 「身体障がい者の方」の範囲については、リーフレット「自動車税等の減免について」をご覧ください。

特別の仕様により製造又は構造変更された自動車

車いすの昇降装置、固定装置（スロープ付き）又はサイドリフトアップシート等を装着している自動車。

※ 詳しくは、リーフレット「自動車税等の減免について」に記載の総合振興局等にお問い合わせください。

減免申請時に必要な書類等

減免の要件を満たしていることを確認しますので、次の書類等を提出(原本提示)してください。

- | | | |
|---|---|---|
| 1 | 自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税環境性能割・課税免除・減免申請書(提出) | |
| 2 | 自動車検査証(原本提示) …………… | 自動車の構造等の確認のため
<small>(自動車を新しく取得する場合は自動車税(環境性能割・種別割)申告書又は軽自動車税(環境性能割)申告書を併せて提出)</small> |
| 3 | 身体障害者手帳等(原本提示) …………… | 身体障がい者の方の確認のため |
| 4 | 身体障がい者の方のための特別な仕様や構造であることを確認できる写真等(提出) | |

- ※1 4の写真等は自動車検査証で自動車の構造を確認することができない場合に必要となります。
- ※2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、保健所が発行する「精神障害者保健福祉手帳承認通知書」の提示を求められる場合があります。
- ※3 福祉輸送事業等を行っており、不特定多数の身体障がい者の方のために使用する場合は、提出（原本提示）していただく書類が異なりますので、総合振興局等にお問い合わせください。
- ※4 自動車の使用状況などを確認するために、その他の書類を求める場合があります。
詳しくは、総合振興局等にお問い合わせください。

減免を受けた後の手続き

- 1 現況確認照会書、現況回答書及び自動車税種別割納税証明書が届いたとき**
減免の要件を満たしていることを確認するため、車検有効期限の約2か月前に現況確認照会書により自動車の使用状況等を照会しますので、現況回答書に必要事項を記入の上、返送してください。
なお、現況回答書の回答内容については、実態確認を行う場合があります。
※ 現況回答書を未提出の方又は住所変更手続をしていないため現況確認照会書が届かない方は、翌年度から減免を受けることができませんのでご注意ください。
- 2 継続検査又は構造等変更検査（車検）を受けるとき**
1の現況確認照会書に自動車税種別割納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）を同封しておりますので、継続検査又は構造等変更検査時にご利用ください。
なお、運輸支局のシステムで自動車税種別割の納税確認ができるため、自動車税種別割納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）の提示を省略できます。
- 3 自動車を入れ替えるとき**
上記の「減免申請時に必要な書類」を用意の上、新たに取得した自動車の減免申請を行ってください。
- 4 申請した内容に変更があったとき**
婚姻等により氏名が変わった、住所が変わった、減免を受けている自動車のナンバーが変わったなど、申請した内容に変更があったときは、総合振興局等に連絡をしてください。
変更となった内容により、新たに減免申請が必要となる場合があります。
なお、道外のナンバーに変更した場合は、新住所地の都府県庁等に受付方法等をお問い合わせください。
- 5 減免の要件に該当しなくなったとき**
自動車を身体障がい者の方のために利用しなくなったなど、減免の要件に該当しないこととなったときは、速やかに総合振興局等に連絡してください。